

# **旭川市立神楽中学校**

# **学校いじめ防止基本方針**



**令和6年(2024年)4月改訂**

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまで旭川市いじめ防止基本方針を踏まえ策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめられている生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている生徒への毅然とした指導を徹底するなど、いじめの未然防止とともに早期解消等の取組を進めてきたところです。

そうした中、本市では、令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。令和4年9月にいじめの重大事態の調査結果が公表され、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。その後も、旭川市いじめ問題再調査委員会において、更なる真相解明に向けた再調査が行われていますが、本市では、教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかつたとの反省のもと、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止を図るため、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部が新設され、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例が制定されました。

令和6年2月に、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や道基本方針の改定など、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、旭川市いじめ防止基本方針が全面的に改定となったことから、改定された内容等を踏まえるとともに、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」とする）」等を参考に、令和5年度の本校のいじめ防止等の取組について評価・検証し、令和6年度版の本基本方針を改定しました。

本校の教職員全員が本基本方針を「必携」として常に手元に携え、本校のいじめ防止等の基本的な考え方や取組について共通理解を深めるとともに、いじめ事案が発生した際には、いじめ対策組織を中心として、教職員が組織的に協働して、迅速かつ適切に対応してまいります。近年、全国的に、SNSによるいじめなど、いじめの実態が学校から見えにくく学校だけでは未然防止や対処が難しい事例も多く発生していることから、本基本方針を広く公表し、家庭や地域、関係機関との緊密な連携を図りつつ、本校の目指す学校像「生徒にとって、安心して通うことができ、安心して学ぶことができる楽しい学校」の実現に教職員が一丸となって取り組んでまいります。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が

次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるよう以てし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

令和5年度の本校のいじめの認知件数は18件であり、全校生徒に占める割合は5.0%（昨年度比+2.8%）でした。また、いじめのアンケート調査において、嫌な思いをした時に先生に相談すると回答した生徒の割合が高い傾向があり、生徒と教職員の信頼関係が築かれていると考えられる一方で、一定数の生徒が誰にも相談しないと回答しています。

本校では、こうした状況や本基本理念を踏まえ、「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」との認識を強く持つとともに、いじめはなくならないもの、必ず起るものであるということを前提に、いじめに主体的に対応する意志を表すスローガン「いじめ見逃し0（ゼロ）」を教職員のみならず生徒とも共有し、法の定義に基づく正確で積極的な認知に努めてまいります。

また、教職員やスクールカウンセラー等による相談体制を一層充実し、全ての生徒にとって相談できる大人がいる学校を目指してまいります。

さらに、「生命（いのち）の安全教育」やいじめから人権を守る教育を推進し、いじめは絶対に許されないという意識を醸成するとともに、生徒一人一人の個性を尊重し、よさや可能性の伸長を図る学級経営等を推進してまいります。

## 2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次とおり定められています。

## 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりや他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

## 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

## 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、条例第5条から8条の規定を踏まえ、法第22条に規定する組織を中心として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などに組織的に取り組むとともに、人権教育の一層の充実や保護者や地域住民等の理解・協力を得るための広報活動等に努めてまいります。

## 3 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主觀を重視した定義となっています。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめを受けた児童（生徒）の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童（生徒）や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童（生徒）が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童（生徒）の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童（生徒）に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童（生徒）が被害児童（生徒）としてだけではなく、加害児童（生徒）としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童（生徒）が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童（生徒）の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童（生徒）が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童（生徒）については、日常的に、当該児童（生徒）の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童（生徒）に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童（生徒）の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童（生徒）の意向を十分に配慮した上で、児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わぬいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童（生徒）同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童（生徒）だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起これ得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童（生徒）の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童（生徒）が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童（生徒）の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童（生徒）といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のこと留意します。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、必要に応じて教育委員会の指導助言を受けつつ、より長期の期間を設定する。
- 教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの判断においては、生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実態及び令和6年度の目標（指針）

前年度、本校では18件のいじめを認知しました。その様態は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」というもので、事実確認後、必要な指導や支援をし、現在では解消しています。

なお、本校におけるいじめのアンケート調査（2回目）では、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」生徒の割合は、1年生は96.3%<95.4%>、2年生は98.0%<98.5%>、3年生は98.5%<92.4%>でした（<>内は、前年度の数値）。

今年度の1年生が前年度の小学校6年生時に同アンケート調査にどのように回答したのかは把握できませんが、2年生については前年度が95.4%、3年生については前年度が98.5%であったことを考慮すると、学校全体として、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」生徒の割合が増加していると考えられます。

また、同アンケート調査で、「いやな思いをしたときに、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は、1年生は7.3%<14.8%>、2年生は3.9%<9.7%>、3年生は3.0%<6.7%>でした。（<>内は、前年度の数値）。

今年度の2年生は前年度14.8%、3年生は前年度9.7%であったことを考慮すると、学校全体として、「いやな思いをしたときに、誰にも相談しない」生徒の割合が大幅に減少しており、望ましい傾向と言えます。

こうした前年度の状況等を踏まえ、令和6年度の具体的目標と指標について、次のとおり設定することとしました。

### 【具体的目標と指標】

①いじめの防止に関する道徳の学習や、生徒が主体となつたいじめ防止の取組を充実し、「生徒のいじめは許されない」という意識の高揚を図ります。

＜指標＞全国学力・学習状況調査の質問紙で、「『いじめ』はどんな理由があつても許されない」の「当てはまる」の回答が100%

＜指標＞2回目のいじめアンケートで、「『いじめ』はどんな理由があつても許されない」の「そう思う」の回答が100%

②「心と身体のチェックリスト」や各種アンケート調査等を活用し、生徒の悩みの早期把握に努めるとともに、教職員等による相談体制の充実を図ります。

＜指標＞悩みのある生徒をスクールカウンセラーとつなぐ相談件数が、5件以上

＜指標＞2回目のいじめアンケートで、「いやな思いをしたときに、誰にも相談しない」の回答が前年度と比較し減少

## 2 生徒が主体となつた取組の推進

いじめはどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組みます。また、学級活動や道徳科、生徒会活動等において、生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を推進します。具体的には、次の活動を行います。

○生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。

○生活・学習 A c t サミットで協議された内容等を共有する。

○生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。（いじめ撲滅標語 等）

※令和5年度 生徒会主催「子どもの人権について学ぶ会」実施要領から

1. 目的 ①子どもの人権について学び、互いに尊重し合い、気持ちよく学校生活を送るために何が必要か考える機会にする。

②いじめは、重大な人権侵害であり、決して許してはいけないということを確認する。

③悩み相談ができる方法について知り、解消に役立てることができる。

2. 日時 令和5年11月10日（金）6校時、道徳（各学級）

3. 内容

生徒会で作成したパワーポイント資料・動画をスクリーンで流す

①子どもの人権とは何か（子どもの権利条約より）

ここで言う子どもとは、18歳未満の者を指す。全ての子どもは学校生活を楽しく元気に、そして安心して送ることができる権利をもっていることを知る。

②いじめ問題は、重大な人権侵害であることを確認する。

神楽中いじめ撲滅宣言について再確認する。

※各教室に掲示しています。ない場合、準備するので教えてください。

③もしも悩みが解消できない時には・・・

友人、親、先生以外に相談できるところを知る。

スクールカウンセラー 旭川市子ども総合相談センター 子どもの人権 110 番（法務局）

子ども相談支援センター（道教委） 少年相談 110 番（道警） 24 時間子供 SOS ダイヤル

「決して自分を傷つけない、生きることをあきらめない」

→パワーポイント・動画を見終わった後……

校長先生のお話の動画視聴

#### 【校長メッセージ（一部）】

この学校からいじめがなくなってほしい、みんなが生き生きして、安心して楽しく過ごせる学校にしよう、生徒会からのそんなメッセージを全校生徒がまっすぐに受け止めてくれるといいなと思います。私からも、この学校の大人を代表して皆さんにメッセージを送ります。一部の生徒にとっては、心地悪い、耳障りなメッセージになるかもしれません。

今年度、今日現在、神楽中学校では、15件のいじめがありました。自分がよかれと思って言ったことややったことでも、相手が嫌だと感じたらそれはいじめです。今年度から神楽中学校では、いじめや生徒の皆さんか困るような問題が起こって、先生方がそのことを知ったその日のうちに、私にまで伝わる仕組みを作っています。なぜ、そんな仕組みを作ったのか。それは、全校生徒が楽しいと思える神楽中学校を作ると心に決めたからです。ですから、いじめや生徒の皆さんか困るような問題が起きたら、学級や学年の先生方に全てを任せのではなく、学校全体の大きな問題として、私も何が起きたのかを確認して、先生方全員で解決の方法を考え実行するようにしています。今年度、15件のいじめがあったと言いましたが、先生方や私が知らないいじめもあると思います。つまり、この神楽中で他の人を嫌な気持ちにさせる言葉を発したり行動を取ったりしている人が残念ながらいたということです。そういう人たちに私は伝えることがあります。

3年生は、中学校卒業後の進路が実現できるよう、そのためにしなければならないことに全力を尽くしています。あなたのくだらないいじめで、頑張っている人たちの気持ちを混乱させ、大切な時間を奪うのはやめてください。

2年生は、神楽中学校のリーダーを3年生から引き継ぎ、学習面、部活動、委員会活動などでも、急成長しています。あなたの幼稚ないじめで、これからもっとリーダーとして活躍しようとしている人たちの足を引っ張るのはやめてください。

1年生は、不安と期待を胸に神楽中学校に入学し、この7か月、中学校生活に早く慣れようと、精一杯努力してきました。神楽中学校が楽しい学校になるよう、今、学年全体で8つの目標を決めて毎日一生懸命取り組んでいます。あなたの自分勝手ないじめで、1年生全體の努力を無にするのはやめてください。

ある中学校では、「いじめ0（ゼロ）」を目指しているそうです。私は、いじめを0にすることは不可能だと思います。人は、他の人の心の痛みや体の痛みを感じることはできません。だから、つい、思いがけずには他の人を傷つけてしまうことがあります。自分のこの言葉は、この行動は、相手を傷付けてしまわないだろうか、と想像する力を磨くことでいじめは少なくなるかもしれません。それでも、いじめを0にすることは不可能だと思います。

神楽中学校は、いじめ0を目指すことはしません。神楽中学校が目指すのは、「いじめ見逃し0」です。いじめはなくならないものの、いじめはいつでも、誰にでも、神楽中学校にも起こるものとして、覚悟して、いじめや、いじめにつながる行動や言葉を見逃すことなく、それを改めさせることに全力を注ぎます。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 学校いじめ対策組織の構成及び体制

法第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

そのため、本校では、法に基づき、下記のとおり、校長を責任者として、教頭、主幹教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターから構成する常設の「学校いじめ対策チーム」を設置します。「いじめ対策チーム」においては、いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）が中心となり、いじめアンケート調査の集約など、いじめの未然防止や対応等に係る業務を推進するほか、チーム員が分担しながら、P11の「() 学校いじめ対策組織の役割」に記載した役割を担います。また、個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、学期ごとにスクールカウンセラーの参加を得るなど、外部の専門家の協力のもと対応の充実を図ります。さらに、「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じてその他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。

なお、いじめの認知の判断に当たっては、学校いじめ対策組織において行うこととなっているため、いじめの事案（その疑いも含む）を把握した学級担任等が一人で抱え込むことのないよう、その日のうちに、いじめ対策推進リーダーが学級担任等からの情報を集約し、校長・教頭に報告し（全件把握）、必要に応じていじめ対策組織会議を適宜開催する機動的な体制を構築します。

#### 学校いじめ対策組織

※月ごとに定例会議を開催

（いじめ認知の判断を要する場合は適宜開催）

##### 【いじめ対策チーム】

校長 教頭 主幹教諭 学年主任  
養護教諭 特別支援コーディネーター  
**★いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）**

##### 【その他の構成員】

学校運営協議会委員・保護者  
生徒・スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー  
スクールサポーター  
担任・部活動顧問その他の教職員

↑  
【いじめやいじめの疑いがある事案報告（全件把握）の流れ】

校長・教頭 ← **★いじめ対策推進リーダー** ← 学年代表 ← 学級担任等

※毎日放課後までに情報共有 事案に応じていじめ対策組織会議で対応を検討

## (2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

## 4 いじめ防止の取組

### (1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるよ

うな取組を進めます。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

## (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
  - 1 自己有用感：他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。
  - 2 自己肯定感：「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

## 5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識したとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを

軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

## いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 \_\_\_\_\_ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

生徒氏名

- |   |     |
|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 [ ]                      | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 [ ]   | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。 [ ]   | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。 [ ]                       | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。 [ ]                     | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。 [ ]                  | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。 [ ]                         | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 [ ]      | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。 [ ]                  | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 [ ]                   | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。 [ ]                    | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 [ ] | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていることがある。 [ ]               | [ ] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。 [ ]                   | [ ] |

生徒氏名

- |   |     |
|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。 [ ]              | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 [ ]     | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。 [ ] | [ ] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 [ ]   | [ ] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 [ ]   | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 [ ]         | [ ] |

生徒氏名

- |  |     |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 [ ]         | [ ] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。 [ ]     | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。 [ ]               | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。 [ ]        | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 [ ] | [ ] |
| <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。 [ ]                 | [ ] |

## 家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

### 持ち物の変化

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

### 日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

### 持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

### 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

### 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。

スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立神楽中学校

電話 0166-61-7196

## 主な相談窓口

### ◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744 (いじめなしよ)

<受付時間> 平日 8:45~17:15 (祝日、年末年始を除く)

### ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45~17:30

### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

### ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00~17:00

### ◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00~17:00

### ◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45~17:30

### ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



### ◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

### ◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 每日24時間

### ◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3除く)

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

## 6 いじめへの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

### (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

### (3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

### (5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

#### (6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会を窓口として、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を進める。

#### 7 いじめの解消（再掲 P6）

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童（生徒）といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

- この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、必要に応じて教育委員会の指導助言を受けつつ、より長期の期間を設定する。
- 教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの判断においては、生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

### <いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

## いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の児童生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"><li>□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</li><li>□いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。</li><li>□不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li><li>□自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li></ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li><li>□今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li><li>□保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li></ul>

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

## 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 分かる授業の展開や認め励まし伸びる指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

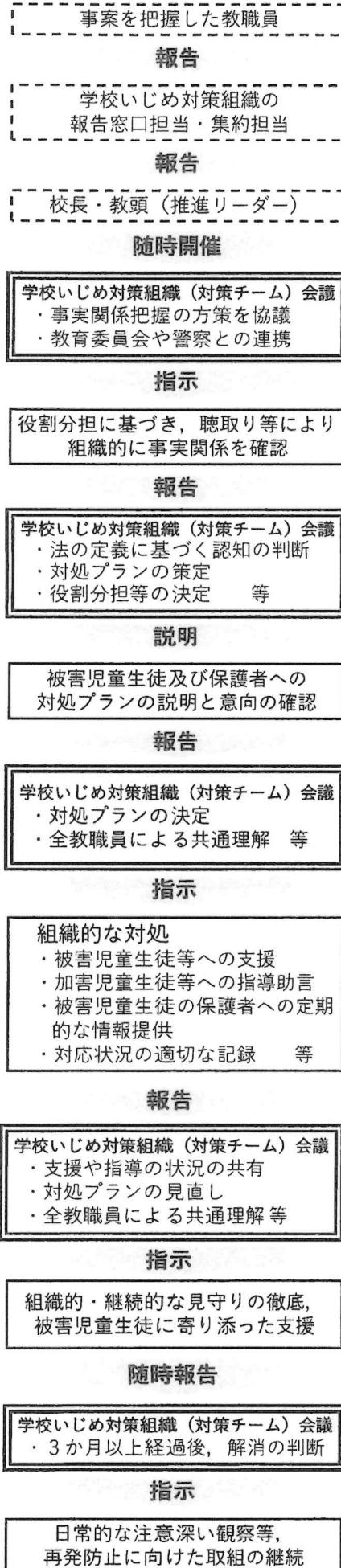
- 児童生徒のP.T.A活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

# いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



## 把握した情報の速やかな報告

- いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうちに）、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

## 学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

## 組織的な事実関係の確認

- 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

## 学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

- 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

## 教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告  
困難ケースに該当する事案の概要の報告

## 学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

- いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

## 組織的な対処

- 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

## 教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告  
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

## 学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

- 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

## いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3ヶ月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

## 学校いじめ対策組織（対策チーム）会議⑤

- 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

## 8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に生徒及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

## 9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

## いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談



### いじめ・不登校相談窓口 (いじめ防止対策推進部)

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整



### 関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- いじめ防止対策推進部、教育委員会・学校との連携の検討



### 旭川市いじめ対策会議 (いじめ防止対策推進部、教育委員会)

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討
- (警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応)



### 学 校

#### 【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→(学級担任等)→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

#### 【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

#### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導助言や、周囲の生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(警察、子ども総合相談センター、旭川児童相談所等)
- いじめの解消の判断

#### 【再発防止に向けた取組】

**生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う**

## 10 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

「重大事態」は、法、ガイドライン等において、次のように定義されています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

ガイドラインの別紙には、重大事態として扱われた事例が下の表のとおり示されています。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態として捉える場合があることに留意します。

【いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例】（ガイドライン別紙抜粋）

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - ・リストカットなどの自傷行為を行った。
  - ・暴行を受け、骨折した。
  - ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - ・殴られて歯が折れた。
  - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
  - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
  - ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

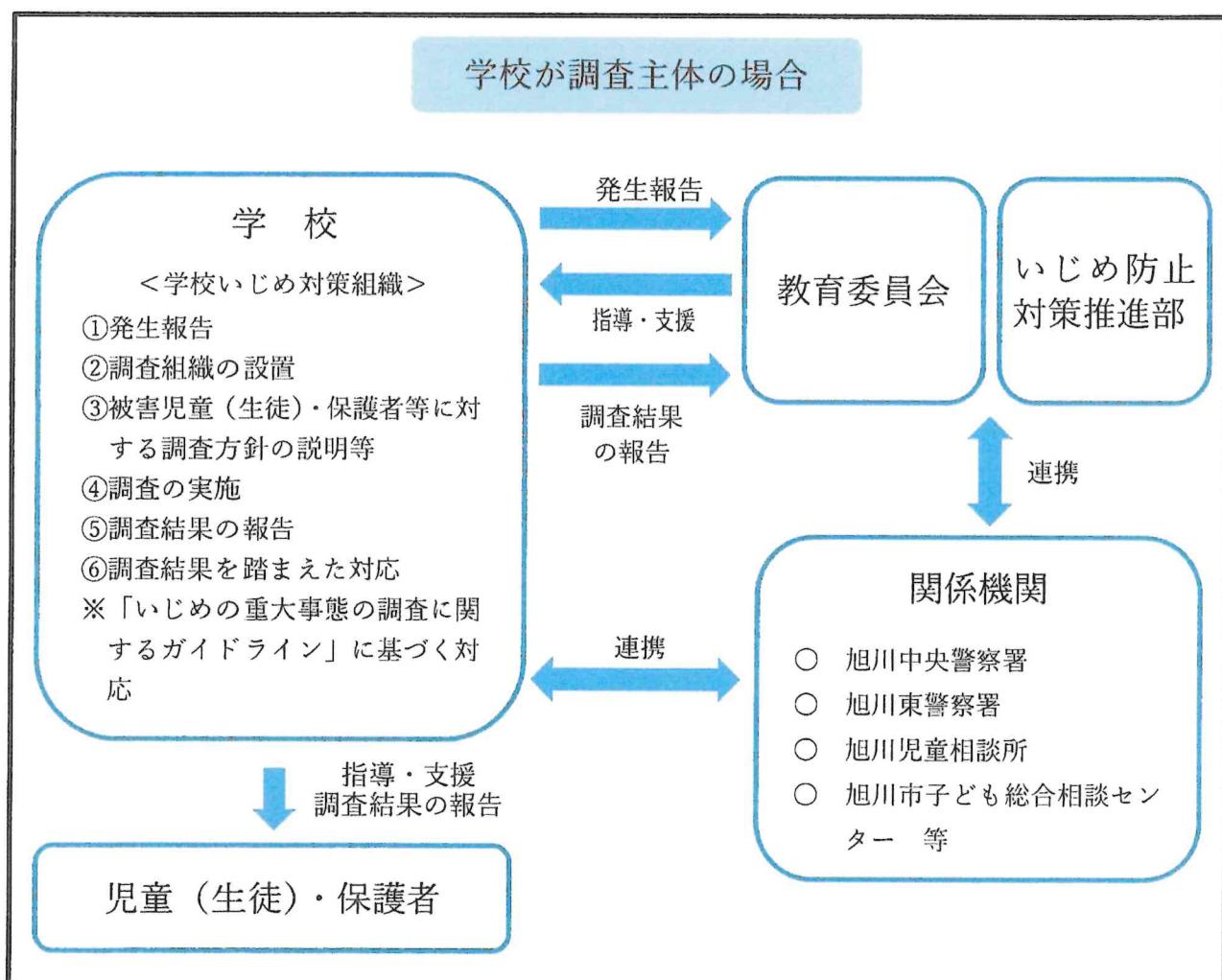
※の事例については、通常このような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えます。

ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間

30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。

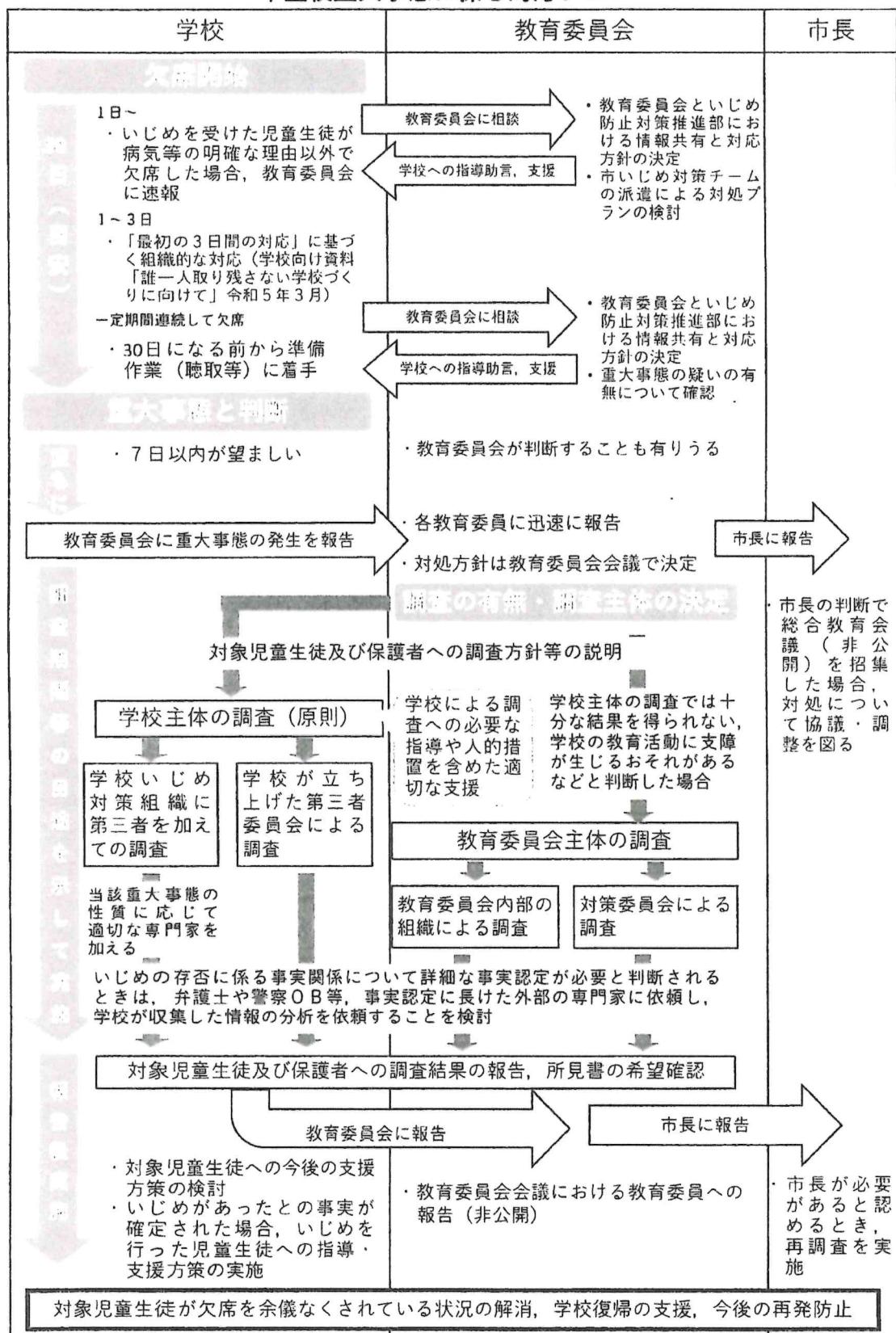
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
  - ウ 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
  - エ 学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

## (2) 学校による調査



### (3) 不登校重大事態に係る対応

#### 不登校重大事態に係る対応フロー



## 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

### (1) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 「学校いじめ対策組織」を中心に、P D C A サイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、生徒や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

### (2) 学校いじめ防止基本方針の公表

学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。

- 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
- 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める。

## 12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>・生徒、保護者への説明内容</li> <li>・学校ホームページ等での公開</li> <li>・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の共通理解・生徒理解研修</li> </ul> </li> <li>○学校ネットパトロール           <ul style="list-style-type: none"> <li>※通常で実施する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に関連開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li> <li>○教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> <li>○個別の教育相談</li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針（生徒版）策定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級での検討、周知</li> </ul> </li> <li>○あいさつ運動           <ul style="list-style-type: none"> <li>※2月まで</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査①</li> <li>○いじめ撲滅標語コンクール</li> <li>○中連生活部6月研への参加</li> </ul>
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参観日学年懇談           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> <li>・インターネット上のいじめ防止等に関する協力要請</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針のHP公開</li> </ul>	

	7月	8月	9月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活・学習Actサミットへの参加</li> <li>○非行防止教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</li> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育懇談（個人懇談）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の様子</li> <li>・夏季休業中の生活</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</li> </ul>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解研修</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</li> </ul> </li> <li>○教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○個別の教育相談</li> </ul>	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権を考える集会</li> <li>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中連生活部12月研への参加</li> </ul>
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育懇談（個人懇談）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の様子</li> <li>・冬季休業中の生活</li> </ul> </li> </ul>	

※CAPあさひかわによる1年生生徒及び保護者等を対象とした人権教育プログラムについては  
2学期終了までに実施

	1月	2月	3月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li> <li>○個別の教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証</li> <li>・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</li> </ul> </li> <li>○校内研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> </ul>
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の理解           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査③</li> <li>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室</li> </ul>	
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加</li> <li>○学校運営協議会による協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組等の評価</li> </ul> </li> </ul>	